

33 地域福祉の推進

(1) 「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」

●練馬区地域福祉計画

令和2年3月に、地域生活課題に対応する施策等を総合的に進めるため、福祉のまちづくりと成年後見制度の利用促進を地域福祉として一体的に展開する「練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）（令和2～6年度）」を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に基づく福祉のまちづくりの推進に関する計画、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度利用促進基本計画としても位置付けられている。

1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

- 【共感】** 人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させます。
- 【協働】** 区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。
- 【安心】** 区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。

2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（5施策60事業）で構成されている。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する（12事業）
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる（13事業）
- (3) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める（10事業）
- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する（14事業）
- (5) 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する（11事業）

(2) 区民との協働と地域の支え合いを 推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に開設した。令和2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルし、講座内容を福祉のほか、防災・農・みどり・環境の全5分野に拡大した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、区民である地域福祉協働推進員（ネリーズ）と協力しながら地域のネットワークづくりを進める活動を、区が支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。令和元年度は19団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。令和元年度は15団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

●福祉サービス指導監査・検査および社会福祉法人の設立認可

練馬区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、自立的な経営基盤の確立および事業運営の透明性の確保を図るため、指導監査を行っている。令和元年度は9法人に対する指導監査および2回の説明会を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の向上および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。令和元年度は、障害福祉サービス事業者等で79サービスに対する実地指導および1回の集団指導、保育施設等で98施設に対する実地検査および1回の集団指導を実施した。

社会福祉法人の設立認可については、令和元年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

●避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。

一定の要件に該当する人を自動で名簿に登録するほか、その他の準ずる人も希望により登録している。災害時には、名簿を活用し、地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。外部提供に同意された人の情報は、平常時から関係機関と情報を共有している。

また、区内の社会福祉施設等を福祉避難所（※）として指定している。

28年度に、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化している。

※福祉避難所：

災害時に避難拠点での生活が困難な方を受け入れる避難所（令和元年度末現在 41か所）

(4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

●第3回「ねりまユニバーサルフェス」

障害のある人や高齢者、子ども、外国人など、さまざまな人が共に暮らせる地域社会を実現するために、スポーツや音楽、アートを楽しみながら、お互いの理解を深めることができるよう、12月を中心に多彩なイベントを開催した。

●小学生ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。令和元年度は、学校出張型を5回、区内在住・在学の小学校3～6年生を対象に学校外編を2回実施し、延べ421人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を29年2月から区ホームページで公開している。

●ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営

区民、事業者等との協働によるバリアフリー整備、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための正しい知識や必要な情報を提供する拠点として開設している。

(5) 権利擁護が必要な人への支援体制を整備する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

17年1月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、（福）練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や、成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

19年1月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

●市民後見人の養成と支援

市民後見人として活動する意欲を持った区民を対象とした養成研修を実施し、研修修了生が後見人を受任した後も、「ほっとサポートねりま」が活動を支援して

いる。

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、日常の金銭管理などをサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

(6) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

公益性の高い組織として以下の活動をしている。

- (1) ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センターおよび練馬区障害者就労支援センター「レインボーワーク」の運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

令和元年度に「第5次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。